

内閣参質一八九第一五四号

平成二十七年六月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問に対する答弁書

「國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件の第一要件にいう「國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とは、憲法第十三条において国政上最大の尊重を必要とされている「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利」が根底から覆される明白な危険があることを意味するものである。

